

主な地方自治体の条例によるNOx・ばいじん排出基準(新設の場合)注1)

2024年6月現在

		大気汚染防止法		東京都環境確保条例 注3)				神奈川県生活環境の保全等に関する条例			川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例			千葉県 事業者のための大気汚染防止法のとびき 注5)				埼玉県の大気規制		茨城県 大気汚染防止法・大気保全に係る法令及び条例		大阪府 窒素酸化物の排出抑制に係る推奨ガイドライン		大阪府 固定発生源窒素酸化物対策指導要領および内燃機関窒素酸化物対策指導要領		愛知県大気汚染防止便覧		名古屋市環境保全条例				
規制対象 重油換算 (2/h以上)	ガスタービン	50	50	50				50			50				50		50		30		10		50		50							
	ディーゼルエンジン	50	5	5				50			50				50		50		30		10		50		20							
	ガスエンジン	35	5	5				35			35				35		35		35		10		35		10							
	ガス発生炉 (燃料電池改質器)	50	全ての施設			全ての施設			50			50				50		50		50		40		40								
規模/対象地域		規模	全国	規模		第1種地域	第2種地域	規模	横浜市 川崎市 横須賀市	横浜市・ 川崎市・ 横須賀市以外	川崎市			規模	発電事業者	特別地域と 千葉市・ 船橋市	その他	規模	埼玉県	茨城県	大阪府・吹田市以外	規模	大阪市	規模	名古屋地域以外	規模	名古屋市					
ガスタービン	NOx (ppm)	70(O ₂ =16) 294		ガス専焼		50,000kW以上	10(O ₂ =16) 42	10(O ₂ =16) 42	150,000kW以上	10(O ₂ =16) 42	10(O ₂ =16) 42	日規制・年規制 注4)	150,000kW以上	10(O ₂ =16) 42	20(O ₂ =16) 84	30(O ₂ =16) 126	排出ガス量 4.0万m ³ N/h以上	10(O ₂ =16) 42	※	150	150,000kW以上	協議	ガス専焼	目標値 35(O ₂ =16) 147	1000kW以上	注6) 例)130 (910m ³ /h、 2600kW、都市ガス)						
						50,000kW未満 2,000kW以上	25(O ₂ =16) 105	35(O ₂ =16) 147	150,000kW未満 100,000kW以上	15(O ₂ =16) 63	15(O ₂ =16) 63			150,000kW未満 50,000kW以上				15(O ₂ =16) 63				20(O ₂ =16) 84		20(O ₂ =16) 84			20,000kW未満 6,000kW以上	50	50,000kW未満 2,000kW以上	80	2,000kW未満	100
						50,000kW以上	10(O ₂ =16) 42	10(O ₂ =16) 42	100,000kW未満 2,000kW以上	20(O ₂ =16) 84	20(O ₂ =16) 84			50,000kW未満 50,000kW以上				20(O ₂ =16) 84				20(O ₂ =16) 84		6,000kW未満 2,000kW以上			80	2,000kW未満	100			
						50,000kW未満 2,000kW以上	25(O ₂ =16) 105	50(O ₂ =16) 210	2,000kW	35(O ₂ =16) 147	35(O ₂ =16) 147			50,000kW未満 2,000kW以上				35(O ₂ =16) 147				35(O ₂ =16) 147		2,000kW未満			100					
ばいじん 注2) (g/m ³ N)	一般地域	0.05(O ₂ =16) 0.21	—	※	※	—	0.03(O ₂ =16) 0.126	※	※	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※								
	特別地域	0.04(O ₂ =16) 0.168	—	※	※	—	0.03(O ₂ =16) 0.126	※	※	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※								
ディーゼルエンジン	NOx (ppm)	シリンダ径 400mm以上	1200 (O ₂ =13) 3150	2,000kW以上 重油換算 252/h以上	110(O ₂ =13) 288.75	270(O ₂ =13) 708.75	重油換算 2002/h以上	110(O ₂ =13) 288.75	110(O ₂ =13) 262.5	100(O ₂ =13) 262.5	100(O ₂ =13) 262.5	150(O ₂ =13) 393.75	—	100 (O ₂ =13) 262.5	100(O ₂ =13) 262.5	500	—	300	重油換算 2002/h以上	目標値 200 (O ₂ =13) 525	500kW以上	注6) 例)393 (219.22/h、 800kW、 A重油)										
			シリンダ径 400mm未満			950 (O ₂ =13) 2494														500(O ₂ =13) 1312.5			190(O ₂ =13) 498.75	重油換算 2002/h未満	190(O ₂ =13) 498.75	重油換算 2002/h未満	目標値 400 (O ₂ =13) 1050	500kW未満	注6) 例)500 (68.52/h、 250kW、 A重油)			
			ばいじん 注2) (g/m ³ N)			一般地域														0.10(O ₂ =13) 0.2625			—	※	※	—	※	—	※	—	※	—
	特別地域	0.08(O ₂ =13) 0.21	—	※	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※									
ガスエンジン	NOx (ppm)	シリンダ径 400mm以上	600	重油換算 502/h以上	200	500	重油換算 2002/h以上	200	200	40	200	300	—	200	200	200	—	50	100	150	目標値 200	120kW以上	注6) 例)220 (36.2m ³ /h、 140kW、 都市ガス)									
			シリンダ径 400mm未満		300			300																重油換算 2002/h未満	300	重油換算 1502/h未満	150	120kW未満	注6) 例)339 (15.5m ³ /h、 60kW、 都市ガス)			
			ばいじん 注2) (g/m ³ N)		一般地域			0.05																—	※	※	—	※	—	※	—	※
	特別地域	0.04	—	※	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※									
ガス発生炉 (燃料電池改質器)	NOx (ppm)	150(O ₂ =7) 225		—	150(O ₂ =7) 225		—	150(O ₂ =7) 225		—	120(O ₂ =7) 180	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	注7)							
		ばいじん 注2) (g/m ³ N)	一般地域	0.05(O ₂ =7) 0.075	—	0.05(O ₂ =7) 0.075	0.05(O ₂ =7) 0.075	—	0.05(O ₂ =7) 0.075	—	0.03(O ₂ =7) 0.045	—	※	—	※	—	※	—	※	—	※	—	0.03(O ₂ =7) 0.045									
備考				注3) 参照				注4) 参照				注5) 参照				注6) 注7) 参照																
URL		https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/pollution/emission_control/emission_control/soot_smoke_nox		https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f41093/				https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/tetsuzuki/taibouhou/documents/202210tebiki-1-05.pdf				https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/5071/r41001_baien.pdf				https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/000198/198876/bekki-5_20240401.pdf				https://kankyooho.pref.aichi.jp/DownLoad/DownLoad/taikiosenR5.pdf				https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/000116/116925/R41201_ivori_kisoku.pdf								
		https://www.env.go.jp/osen/la/w/t-kise-6.html		https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo-air-standard_collection-files-4-3-3_joure				https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prevention/documents/gtyoko2018.pdf				https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/tetsuzuki/taibouhou/documents/202204tebiki-1-04.pdf				https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/000198/198944/list_R5.8.23.pdf				https://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/000076/76702/handbook_bessatu_ver12.4.5.pdf												

注1) 酸素濃度0%以外の規制値はアンダーライン付きとし、()内にO₂濃度を記載。太字はO₂=0%換算値

※は大気汚染防止法に準拠し、上乗せ規制なし。

一は大気汚染防止法に準拠し、規模に関する条件なし。

注2) ばいじんに係る「特別地域」(特別排出基準適用地域)は全国で9地域。東京都特別区、横浜市、川崎市、横須賀市(神奈川県)、名古屋市等(愛知県)、四日市市等(三重県)、大阪市、堺市等(大阪府)、尼崎市(兵庫県)、倉敷市(岡山県)、北九州市、大牟田市(福岡県)。

注3) 「第1種地域」とは特別区の存する区域並びに武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、及び西東京市(旧保谷市に限る。)の区域をい、「第2種地域」とは、対象地域のうち、第1種地域以外の区域をいう。

注4) 燃料の使用量から算出した熱量により、排出されるNOxの許容限度あり。

注5) 「特別地域」とは、野田市(旧閑宿町区域を除く)、流山市、柏市、松戸市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、習志野市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市の13市区域とし、「その他の地域」とは、千葉県の区域のうち特別地域以外の区域(但し、千葉市及び船橋市の区域を除く。)とする。

注6) 総量規制からの換算方法によるNOxの規制あり。例)は他のばいじん発生施設がない場合を示す。

注7) 設置場所及び導入施設に応じて保健所からの指導あり。